

とくしま健康寿命からだカレッジの課程修了要件

からだカレッジでは受講者のうち、一定の授業・プログラムを受講した者に、徳島大学長と徳島県知事により修了が認定される。

○基礎課程

●基礎課程修了

[修了要件]：以下の①②③をすべて満たした場合、修了を認定する。

① からだカレッジのカリキュラム修了

各科目（健康寿命、地域人材育成、メタボ・糖尿病、ロコモティブシンドローム、認知症、行動変容・測定）についてそれぞれ 2/3 以上出席すること

② オプショナル学習

学内オプショナル学習（講義、実習共に 1 科目以上 90 分以上）、学外オプショナル学習（講義、実習共に 1 科目以上 90 分以上）を受講すること。

③ 修了レポート

①と②を満たしたものは、からだカレッジ基礎課程受講について 400 字以上のレポートを提出する。

○専門課程

●専門課程修了

[修了要件]：以下の①②③をすべて満たした場合、修了を認定する。

① からだカレッジのカリキュラム修了

講義、実習についてそれぞれ 2/3 以上出席すること

② 指導実習

学内外指導実習を 3 回以上実施。（本科カリキュラムの指導実習を除く）

③ 修了レポート

①と②を満たしたものは、からだカレッジ専門課程受講について 800 字以上のレポートを提出する。

【認定規則】

出席、欠席の認定は以下の通り行う。

- ・ からだカレッジ本科の授業では合わせて 15 分以上の遅刻・早退は出席とはならない。
- ・ 複数年にわたって出席数を合算する場合、同じ授業は合算対象とならない。
- ・ 基礎課程の学内、学外のオプショナル学習については所定の受講記録表を用い、事務室に提出する。
- ・ 基礎課程の学外オプショナル学習については実施要項やプログラムを添付する。内容が対象となるかどうかの判断は事務局が行う。

・専門課程の指導実習については、メイン講師を務めなくても構わないが全体指導を担当することを条件とし、補助的役割のみでは不可とする。所定の様式にプログラムの主催者またはメイン講師より承認をもらい提出する。主催者は大学内外いずれでも構わないが、専門課程の本科カリキュラムにおける「指導実習」授業における指導は含まれない。

<1年間で修了できなかった場合>

翌年度以降にからだカレッジ受講経験者だけが受講できる「からだカレッジプラス 10」（有料講座）において10コマまでの授業が自由選択できる。それにより不足した授業を受講し、修了要件を満たせば修了が認定される。

認定可能期間は受講初年度より4年間とする。

●令和5年度基礎課程について

②オプション学習、③修了レポートの提出物については 令和6年1月31日を提出期限とする。